

資料

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」(昭和46年3月24日条例第12号)の改正について

平成13年2月21日 建設部道路計画課

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」(昭和46年3月24日条例第12号)の改正に係る理由及び内容等は次のとおりである。

1. 改正理由

- (1) 平成3年度に駐車場法が改正されるとともに、平成3年度及び6年度には建設省より「標準駐車場条例」が示され、附置義務対象建築物の面積下限が引き下げられるなど、都市部における自動車交通と駐車需要の増大に対応した駐車場施設の整備の促進の必要性が位置づけられたものである。
- (2) 盛岡市における「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」は、昭和46年3月に制定されているが、制定以降約30年が経過し、その間に都市活動が進展するとともに自動車交通や駐車需要も増大してきているところである。
- (3) 従って、上記の法改正及び盛岡市における諸状況を考慮し、「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の改正を行うものである。

2. 改正内容

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の改正については、駐車場法及び標準駐車場条例の基準に基づいて改正するものであり、主な改正内容は次ページのとおりでである。

3. 今後の予定

「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の改正及びこれとともに取り組んでいる駐車場整備計画の策定、駐車場整備地区の拡大についての今後の予定は次のとおりである。

- ① 「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」
～3月議会に付議予定
- ② 駐車場整備計画の策定
～運輸省、建設省、岩手県と協議中
- ③ 駐車場整備地区の拡大
～都市計画変更～平成13年3月決定予定

また、上記①②③を広報に掲載し、市民へ周知するものとする。

表 「建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」の主な改正内容

内容	現行条例		改正条例(案)			標準条例		
(1) 対象地区	1. 駐車場整備地区又は商業地域 2. 周辺地区又は自動車輻輳地区		駐車場整備地区, 商業地域及び近隣商業地域			1. 駐車場整備地区, 商業地域及び近隣商業地域 2. 周辺地区又は自動車輻輳地区		
(2) 建物延べ面積の下限	特定用途	1,500 m ²	特定用途	1,000 m ²		特定用途	上記 1:1,000 m ² 2:2,000 m ²	
	非特定用途	3,000 m ²	非特定用途	2,000 m ²		非特定用途	2,000 m ²	
(3) 1台当たりの床面積の見直し	特定用途	200 m ²	特定用途	150 m ²		特定用途	150 m ²	
	非特定用途	300 m ²	非特定用途	300 m ²		非特定用途	450 m ²	
(4) 足切り制度	あり $\left(\frac{\text{延べ床面積} - \text{下限面積}}{\text{1台当たりの面積}} \right)$		なし 但し, 6,000 m ² 以下の建物に対しては附置義務の緩和を行う。			なし 但し, 6,000 m ² 以下の建物に対しては附置義務の緩和を行う。		
(5) 大規模建築物に対する基準の緩和	特になし		軽減の方策(事務所用途について)			軽減の方策(事務所用途について)		
			建物の床面積			建物の床面積		
			1	10,000 m ² ~50,000 m ² の部分	30%免除	1	10,000 m ² ~50,000 m ² の部分	30%免除
			2	50,000 m ² ~100,000 m ² の部分	40%免除	2	50,000 m ² ~100,000 m ² の部分	40%免除
3	100,000 m ² 以上の部分	50%免除	3	100,000 m ² 以上の部分	50%免除			
(6) 1台当たりの駐車マス面積の見直し	2.5m×6.0m		駐車マスの位置づけ			駐車マスの位置づけ		
			1. 乗用車	2.3m×5.0m	100%	1. 小型乗用車	2.3m×5.0m	70%
			2. 身体障害者用乗用車	3.5m×6.0m	「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」に準ずる	2. 大型乗用車	2.5m×6.0m	30%
						3. 身体障害者用乗用車	3.5m×6.0m	各建物に1台以上台数は2.の内数

※参考 特定用途建築物とは

自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で駐車場法施行令第18条において定めるもの(劇場, 映画館, 集会場, ホテル, 飲食店, 遊技場, 百貨店その他の店舗, 事務所, 病院等)